

# 指導監査マニュアル

## (養護老人ホーム編)

【令和5年度適用】

項目		頁	項目		頁	項目		頁	
第1 施設運営全般	1 福祉サービス提供の基本方針	1	第3 人員基準	1 施設長(管理者)	22	第5 運営基準	5 処遇計画	29	
	2 採用及び解雇	1		2 医師	22		6 処遇の方針	30	
	3 職員給与等の状況	3		3 生活相談員	22		7 身体的拘束等	30	
	4 労働安全衛生	3		4 支援員	23		8 生活相談員等	31	
	5 職員研修の実施状況	4		5 看護職員	23		9 健康管理	32	
	6 各種規程等の整備状況	5		6 栄養士	23		10 衛生管理等	32	
	7 女性の活躍推進・ハラスメントの防止等	10		7 調理員、事務員その他の職員	24		11 協力病院等	35	
	8 休憩・休日	12		8 入所者数の算定	24		12 秘密保持等	35	
	9 有給休暇	12		9 常勤換算方法による従業者数の算定等	24		13 苦情処理	36	
	10 現金・預金の管理状況	12		10 職員の専従	25		14 地域との連携等	36	
	11 入札方法、契約手続	13		11 宿直勤務等	25		15 事故発生の防止及び発生時の対応	37	
第2-1 災害対策	1 管理体制	14		第4 設備基準	12 人事管理		25	第6 栄養・調理	16 虐待防止対策
	2 消防計画等	14	1 居室		26		17 記録の整備		38
	3 施設防災計画等	15	2 静養室		26		1 食事・給食		39
	4 消防署立入検査	15	3 洗面設備		26		2 調理業務の委託		41
	5 避難訓練	15	4 便所		26		3 調理室の衛生管理		42
	6 消防用設備等	16	5 医務室		26				
	7 浸水・土砂災害対策	16	6 調理室		26				
	8 地震・津波対策	17	7 職員室		27				
	9 原子力災害対策	19	8 その他		27				
第2-2 防犯対策	1 防犯体制	20	第5 運営基準		1 運営規程	28			
	2 防犯対策の点検状況	20			2 勤務体制の確保等	28			
第2-3 業務継続計画	1 計画の策定	21			3 入退所	29			
	2 研修及び訓練	21		4 処遇の質の評価等	29				

指導監査における指摘区分

第1段階	第2段階	第3段階	社会福祉法人等に 求める対応	指摘区分
A 理事会への付議 が必要な事項 (=法人・施設運営 に大きな影響を与える 事項等)	1 改善を要する事項	(1) 直ちに是正・改善を行うべき事項	要理事会への付議 要文書回答	A-1-(1)
		(2) 計画的に是正・改善を行うべき事項	要理事会への付議 要文書回答	A-1-(2)
		(3) 改善に向けた検討を行うべき事項	要理事会への付議 文書回答不要	A-1-(3)
	2 検討を要する事項 (指摘事項には該当し ない事項)		要理事会への付議 文書回答不要	A-2
B 理事会への付議 を要しない事項 (=軽微な法令違反 等)	1 改善を要する事項	(1) 直ちに是正・改善を行うべき事項 (文書回答による改善確認を行う必要がある事項)	理事会への付議不要 要文書回答	B-1-(1)
		(2) 直ちに是正・改善を行うべき事項 (文書回答による改善確認を行う必要がない事項)	理事会への付議不要 文書回答不要	B-1-(2)
	2 改善を要する事項 (指摘事項には該当し ない事項)	口頭指導事項	理事会への付議不要 文書回答不要	B-2

関係法令等名称	略号
「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」(昭和41年7月1日厚生省令第19号)	「養護基準」
「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」(平成12年3月30日老発第307号)	「養護通知」
「愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」(令和3年愛媛県条例第24号)	「養護条例」
「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号)	「高齢者虐待防止法」
「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」(平成13年7月23日雇児発第488号)	「雇児488」
「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」(平成29年3月29日雇児総発0329第1号ほか)	「雇児総0329第1号」
「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(平成12年6月7日社援発1352号ほか、平成29年3月7日最終改正)	「苦情解決の指針」
「社会福祉施設における宿直勤務の取扱いについて」(昭和49年8月20日社施第160号)	「社施160」
「消防法」(昭和23年7月24日法律第186号)	「消防法」
「消防法施行令」(昭和36年3月25日政令第37号)	「消防法令」
「消防法施行規則」(昭和36年4月1日自治省令第6号)	「消防法規則」
「社会福祉施設における火災防止対策の強化について」(昭和48年4月13日社施第59号、昭和48年12月1日社施第157号)	「社施59、157」
「社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について」(昭和55年1月16日社施第5号)	「社施5」
「社会福祉施設における防災対策の強化について」(昭和58年12月17日社施第121号、昭和60年9月21日社施第102号)	「社施121、102」
「社会福祉施設における火災予防対策について」(昭和61年8月29日社施第91号)	「社施91」
「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」(昭和62年9月18日社施第107号)	「社施107」
「社会福祉施設における防火対策の再検討等について」(平成10年8月31日社施第2153号)	「社施2153」
「社会福祉施設等における防火安全体制の徹底について」(平成22年3月15日付事務連絡)	「事務連絡」(22.3.15)
「社会福祉法」(昭和26年3月29日法律第45号)	「社福」
「労働基準法」(昭和22年4月7日法律第49号)	「労基」
「労働基準法施行規則」(昭和22年8月30日号外厚生省令第23号)	「労基規則」
「労働安全衛生法」(昭和47年6月8日法律第57号)	「労働安全」
「労働安全衛生規則」(昭和47年9月30日号外労働省令第32号)	「労働安全規則」
「職場における腰痛予防対策の推進について」(平成25年6月18日基発0618第1号)	「基発0618第1号」
「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」(平成29年4月14日個情第534号等)	「ガイダンス」
「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(昭和47年7月1日法律第113号)	「均等法」
「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年5月15日号法律第76号)	「育休法」

関係法令等名称	略号
「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(平成5年6月18日号法律第76号)	「パートタイム労働法」
「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年9月4日号法律第64号)	「女性活躍推進法」
「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」(昭和41年7月21日号法律第132号)	「労働施策総合推進法」
「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年10月27日法律第123号)	「耐震改修促進法」
「土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年5月8日法律第57号)	「土砂災害防止法」
「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に対する基本的な方針」(平成19年8月29日厚生労働省告示289号)	「告示289」
「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」(平成15年7月25日社援基発第725001号)	「社援基725001」
「社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について」(平成28年7月26日雇児総発0726第1号ほか)	「雇児総0726第1号」
「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」(平成28年9月15日雇児総発0915第1号ほか)	「雇児総0915第1号」
「大量調理施設衛生管理マニュアル」(平成9年3月24日衛食発85号別添、平成29年6月16日最終改正)	「大量調理マニュアル」
「社会福祉施設における衛生管理の徹底について」(平成9年3月31日社援施第65号)	「社施65」

※「愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」(令和3年愛媛県規則第24号)による「養護基準」の技術的読替えは、本マニュアルの「根拠法令等」への記載を省略しています。

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
第1 施設運営全般 1 福祉サービス提供の基本方針	1 入所者の処遇に関する計画（以下「処遇計画」という。）に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指しているか。	「養護条例」3 →「養護基準」2-1	・処遇計画に基づき、入所者の立場に立って社会復帰の促進等のための必要な指導等を行うことにより、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるような処遇を行うこと。	A-1-(1)
	2 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って処遇を行うよう努めているか。	「養護条例」3 →「養護基準」2-2		
	3 明るく家庭的な雰囲気において、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携するよう努めているか。	「養護条例」3 →「養護基準」2-3	・処遇を行うに当たっては、関係機関と密接に連携を図ること。	A-1-(1)
	4 入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう努めているか。	「養護条例」3 →「養護基準」2-4 【令和3年4月1日適用】 （令和6年3月31日までは努力義務）	・入所者の人権擁護、虐待防止等のため、必要な措置を講じるよう努めること。	B-2
2 採用及び解雇	1 職員の募集及び採用に当たっては、性別にかかわらず均等な機会を与えているか。	「労基」3(均等待遇) 「均等法」5～8	・性別にかかわらず均等な取扱いをしていないので、改善すること。	B-1-(1)
	2 職員の採用等に職務内容、給与等の労働条件を明示しているか。	「労基」15(労働条件の明示) 「労基規則」5(労働条件の明示事項) 「労働契約法」4(労働契約の内容の理解の促進)	・採用時に労働条件の明示を十分に行っていないので、きちんと明示すること。	B-1-(1)

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
2 採用及び解雇	3 異動、昇給、昇格時に辞令の交付等をしているか。	「労基」107～109	・異動、昇給、昇格時に辞令の交付を行っていないので、適正に交付すること。	B-1-(1)
	4 勤務期間が短く、退職者が多くないか。職員の確保及び定着化に積極的に取り組んでいるか。	「社福」90 「告示289」	・職員の定着化等を図るための対策が実施されていないので、具体的な対策を実施すること。	B-1-(1)
	5 非常勤職員にも、雇入通知書(雇用通知書)等の文書を交付し、必要な勤務条件を明確にしているか。	「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」 6(労働条件に関する文書の交付)	・非常勤職員に勤務条件の明示が行われていないので、正職員同様に明示すること。	B-1-(1)
	6 退職手当、臨時の賃金・最低賃金額、職員の食費、作業用品等の負担、安全・衛生、職業訓練、災害補償・業務外の疾病扶助、表彰・制裁等に関しては、施設として特に定めがある場合は明示事項に追加しているか。	「労基」15(労働条件の明示) 「労基規則」5(労働条件の明示事項)	・退職手当等、施設として特に定めがあるので、明示すること。	B-1-(1)
	7 職員から無期労働契約への転換申込みがあった場合、転換した後の労働条件は、原則として、申込み時の有期労働契約と同一の労働条件となっているか。書面で記録を残すことが望ましい。	「労基」15(労働条件の明示) 「労契」18	・無期労働契約への転換後の労働条件が不合理なものとなっているので、改善すること。	B-1-(1)
	8 職員の資格証明書、履歴書、労働者名簿を作成しているか。	「労基」107(労働者名簿)、「労基規則」53(労働者名簿の記入事項)	・事業所ごとに、労働者名簿等を作成・整備されていないので、整備すること。	B-1-(1)
	9 給与(賃金)台帳を整備しているか。	「労基」108(賃金台帳)、「労基規則」54(賃金台帳の記入事項)	・事業所ごとに、賃金台帳を整備していないので、整備すること。	B-1-(1)
	10 解雇の手続きは、適正に行われているか。	「労基」20(解雇の予告)、 21(解雇予告の適用除外)、 22(退職時等の証明)	・解雇の手続きに不備があるので、改善すること。	A-1-(1)

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
3 職員給与等の状況	1 給与・諸手当の支給は、給与規程に基づいて適切に支給しているか。	「最低賃金法」3(最低賃金額)、4(最低賃金の効力)	・給与(諸手当)の支給が不適切なので、改善すること。	B-1-(1)
	2 初任給格付及び昇給・昇格の基準は明確か。(規程で定められているか。)		・初任給格付又は昇給・昇格の基準がない(不明確)なので、策定(改善)すること。	B-1-(1)
	3 初任給格付及び昇給・昇格は、決裁を得て、記録を整備しているか。		・決裁を得るとともに、記録として整備すること。	B-1-(1)
	4 宿直手当及び日直手当は、毎年度計算し、許可条件以上の額であるか確認しているか。	「労基」32(労働時間)、41(労働時間等に関する規定の適用除外)	・宿日直手当の額が不適正なので、適正に支給すること。	B-1-(1)
	5 宿直又は日直の勤務で断続的な勤務については、労働基準監督署の許可を得ているか。	「労基規則」23(宿日直勤務) 「社施160」	・労働基準監督署の許可を得ること。	B-1-(1)
	6 夜勤手当及び超過勤務手当の算出は適正か。	「労基」37(時間外、休日及び深夜の割増賃金)	・夜勤手当(超過勤務手当)の算出に不備があるので、適性に算出すること。	B-1-(1)
	7 社会保険への加入は適正か。 (健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険)	「健康保険法」13 「厚生年金保険法」6 「雇用保険法」5 「労働者災害補償保険法」3	・社会保険に加入していないので、加入すること。	A-1-(1)
4 労働安全衛生	(職員50人以上の施設において) 1 衛生管理者及び産業医を選任し、労働基準監督署に届け出ているか。	「労働安全」12(衛生管理者)、12の2(安全衛生推進者等)、13(産業医等)、18(衛生委員会)、「労働安全規則」7(衛生管理者の選任)、13(産業医の選任)、22(衛生委員会の付議事項)、23(委員会の会議)	・衛生管理者及び産業医を選任し、届け出ること。	B-1-(1)
	2 労使で構成する衛生委員会を設置し、毎月1回以上開催しているか。 また、委員会の議事の概要を職員に周知しているか。		・衛生委員会を設置すること。 ・毎月1回以上開催し、議事の概要を職員に周知すること。	B-1-(1)



項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
4 労働安全衛生	(職員10人以上50人未満の施設において) 3 衛生推進者を選任しているか。		・衛生推進者を選任すること。	B-1-(1)
	4 健康診断(雇入時、定期)を適切に実施しているか。	「労働安全」66(健康診断) 「労働安全規則」44(定期健康診断)、43(雇入時の健康診断)、45(特定業務従事者の健康診断)、51(健康診断結果の記録の作成) 「基発0618第1号」	・健康診断を受診していない職員がいるので、健康診断を適切に実施すること。	B-1-(1)
	5 全員が受診できる体制を確保しているか。		・受診体制の整備が十分でないので、改善すること。	B-1-(1)
	6 必要な検査項目を満たしているか。		・一部検査項目に不備があるので、改善すること。	B-1-(1)
	7 健康診断個人票を作成し、保管しているか。		・健康診断個人票の作成、保管に不備があるので、改善すること。	B-1-(1)
	8 夜間業務に従事する職員には、6月に1回健康診断を実施しているか。		・夜間業務に従事する職員について、6月に1回の健康診断を実施していないので、実施すること。	B-1-(1)
5 職員研修の実施状況	1 職員の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や施設内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。	「養護条例」3 →「養護基準」23-3 「社福」90 「告示289」	・研修の機会が確保されていないので、改善すること。	B-1-(1)
	2 研修の成果を十分活用しているか。(研修終了後の資料の回覧や報告会の開催等により、不参加の職員にも周知させる等、研修成果を活用する。)		・研修計画を立てるとともに、効果的な職員研修を実施すること。	B-1-(1)
	3 資格取得に関する機会の提供や情報提供を行う等、施設として配慮しているか。		・研修の成果を生かすよう工夫すること。 ・職務関連資格の取得等に対する配慮がないので、改善すること。	B-1-(2)

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
5 職員研修の実施状況	4 入所者に対する処遇に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じるよう努めているか。 また、医療・福祉関係資格を有さない新規採用職員に対して、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させるよう努めているか。 なお、義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とする。	「養護条例」3 →「養護基準」23-3 「養護通知」第5-9(3) 【令和3年4月1日適用】 (令和6年3月31日までは努力義務)	・認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じるよう努めること。	B-2
			・医療・福祉関係の資格を有さない職員について、採用後1年以内に認知症介護基礎研修を受講させるよう努めること。	B-2
6 各種規程等の整備状況	1 就業規則を整備しているか。	「労基」89(作成及び届出の義務)、90(作成の手続き)、106(法令等の周知義務)	・就業規則が整備されていないので、職員10人以上の施設では整備すること。	A-1-(1)
	2 必要事項の記載等、内容は適正か。		・記載事項に不備があるので、必要な記載事項を整備すること。	B-1-(1)
	3 労働基準監督署に就業規則を届け出ているか。(10人未満の施設については、作成の義務こそないが、労使関係の基本であるから、労働条件の明示の観点から作成が望ましい。)		・労働基準監督署に届け出ること。	B-1-(1)
	4 内容と現状に差異はないか。(もしあれば、規定又は現状のいずれかを正すことになる。)		・規則と現状の(著しい)差異が見られるので、改善すること。	B-1-(1)
	5 職員に十分周知しているか。		・職員に周知すること。	B-1-(1)
	6 作成手続等は適切であるか。		・作成(変更)について、職員側に提示して、意見を聴くこと。	B-1-(1)
	7 給与規程を整備しているか。		「労基」89(作成及び届出の義務)、15(労働条件の明示)、「労基規則」5(労働条件)	・給与規程を整備すること。

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分	
6 各種規程等の整備状況	8 給与及び諸手当の支給基準が明確になっているか。		・給与及び諸手当の支給基準が不明確なので、改善すること。	B-1-(1)	
	9 給与規程等と実態に差異はないか。		・規程と実態の(著しい)差異が見られるので、改善すること。	B-1-(1)	
	10 労働基準監督署に届け出ているか。		・労働基準監督署に届け出ること。	B-1-(1)	
	11 育児休業に関する規程を整備しているか。		「育休法」 5(育児休業の申し出)	・育児休業に関する規程を整備すること。	A-1-(1)
				・規程内容に不備があるので、改善すること。	A-1-(1)
	12 育児休業規程と実態に差異はないか。	6(育児休業の申し出があった場合における事業主の義務等)	・規程内容と実態の差異が見られるので、改善すること。	B-1-(1)	
	13 育児休業期間中の待遇、休業後の賃金、配置その他の労働条件に関する事項を定めて、労働基準監督署に届け出ているか。	9(育児休業期間)	・労働基準監督署に届け出ること。	B-1-(1)	
	14 育児休業及び勤務時間の短縮措置を適切に実施しているか。	17(時間外労働の制限)	・育児休業及び勤務時間の短縮措置を適切に実行すること。	B-1-(1)	
	15 職員の配置について配慮しているか。	19(深夜労働の制限)	・職員の配置に関する配慮について、適切に実施すること。	B-1-(1)	
16 育児休業及び短縮措置を職員に周知しているか。	23(勤務時間の短縮等の措置)	・職員への周知を行うこと。	B-1-(1)		

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分	
6 各種規程等の整備状況	17 育児休業及び出生時育児休業制度の雇用環境整備、個別の周知・意向確認を行っているか。  項目は次の通り ・雇用環境の整備（次のいずれかを講じる。研修の実施、相談窓口設置、事例収集・提供、制度と育児休業取得促進に関する方針の周知） ・個別の周知（制度、申し出先、給付に関すること、期間中の社会保険料の取り扱い） 意向確認方法（面談（オンラインも可）、書面交付、FAX・電子メール（労働者が希望した場合のみ）	「育休法」 22(雇用環境の整備及び雇用管理等)	・職員への周知を行うこと。	B-1-(1)	
	18 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件を無期雇用労働者と同様に緩和しているか。	「育休法」 5（育児休業の申出）	・育児休業に関する規程を整備すること。	B-1-(1)	
	19 出生時育児休業制度を創設しているか。	「育休法」 9の2（出生児育児休業）	・出生時育児休業制度に関する規程を整備すること。	B-1-(1)	
	20 育児休業及び出生時育児休業を分割して2回取得可能としているか。	「育休法」 9の2 令和4年10月1日から対象	・出生時育児休業制度に関する規程を整備すること。	B-1-(1)	
	21 介護休業に関する規程を整備しているか。		「育休法」 11(介護休業の申出)	・介護休業に関する規程を整備すること。	A-1-(1)
				・規程の内容に不備があるので、改善すること。	A-1-(1)
22 介護休業規程と実態に差異はないか。		12(介護休業の申出があった場合における事業主の義務等)	・規程内容と実態に差異が見られるので、改善すること。	B-1-(1)	

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
6 各種規程等の整備状況	23 介護休業期間中の待遇、休業後の賃金、配置その他の労働条件に関する事項を定めて、労働基準監督署に届け出ているか。	15(介護休業期間)	・労働基準監督署に届け出ること。	B-1-(1)
	24 介護休業及び勤務時間の短縮措置を適切に実施しているか。	18(時間外労働の制限)	・介護休業及び勤務時間の短縮措置を適切に実施すること。	B-1-(1)
	25 労働者の配置について配慮しているか。	20(深夜労働の制限)	・職員の配置に関する配慮について、適切に実施すること。	B-1-(1)
	26 介護休業及び短縮措置を職員に周知しているか。	23(勤務時間の短縮等の措置)	・職員への周知を行うこと。	B-1-(1)
	27 子の看護休暇制度について、適切に実施しているか。	「育休法」16の2(子の看護休暇の申出)	・子の看護休暇制度について、適切に実施すること。	B-1-(1)
	28 職員に宿日直をさせる場合は、労働基準監督署の許可を得ているか。許可を得ていない場合は、超過勤務手当の支給が必要となる。	「労基」41(労働時間等に関する規定の適用除外) 「労基規則」23(宿日直の許可)	・宿日直の許可を受けていないので、許可を受けておくこと。	B-1-(1)
	29 許可条件を遵守しているか。	「社施160」	・許可条件によって宿日直を実施していないので、改善すること。	B-1-(1)
	30 監視又は断続的労働に従事する者に対する適用除外に関する労働基準監督署の許可を受けているか。	「労基」41(労働時間等に関する規定の適用除外) 「労基規則」34(適用除外の許可)	・監視又は断続的労働に関する許可を受けていないので、許可を受けておくこと。	B-1-(1)
	31 許可条件を遵守しているか。		・許可条件によって宿日直を実施していないので、改善すること。	B-1-(1)
	32 協定等については、常時見やすい場所に掲示又は備え付け、書面交付その他の方法により職員に周知しなければならない。	「労基」106(法令等の周知義務)	・職員への周知方法に不備があるので、改善すること。	B-1-(1)
33 時間外労働及び休日労働を行う場合は、36協定を締結しているか。	「労基」36(時間外及び休日の労働) 「労基規則」16(時間外及び休日労働の協定)	・36協定を締結すること。	B-1-(1)	

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
6 各種規程等の整備状況	34 労働基準監督署に届け出ているか。		・労働基準監督署に届け出ること。	B-1-(1)
	35 労働時間の記録に関する書類を保存しているか。	「労基」109(記録の保存) 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン	・労働時間に関する記録が整備されていないので、整備すること。	B-1-(2)
	36 時間外労働及び休日労働に対し、適正な割増賃金が支給されているか。	「労基」37(時間外、休日及び深夜の割増賃金)、38(時間計算)	・法定労働時間を超えて労働した場合は、適正な割増率により計算した割増賃金を支給すること。	B-1-(1)
	37 賃金から、給食費や親睦会費等、法令で定められている税金、社会保険料等以外の経費を控除する場合は、協定を締結しているか。(労働基準監督署への届出は不要)	「労基」24(賃金の支払)	・法定外の経費を控除するためには、24協定を締結すること。 ・協定内容、手続が不適切であるので、改善すること。	B-1-(1)
	38 口座振込みに関する個人の書面による同意を得ているか。(労働基準監督署への届出は不要)	「労基規則」7の2(賃金の支払い方法)	・実施に当たり、職員から書面による同意を得ること。	B-1-(1)
	39 休憩時間を除き、1週間に40時間を超えて、労働させていないか。また、休憩時間を除き、1日に8時間を超えて、労働させていないか。	「労基」32(労働時間)、32(労働時間等に関する規定の適用除外)	・労働時間に問題があるので、法定労働時間を遵守すること。	B-1-(1)
	40 1月変形労働時間制に関する協定を締結し、労働基準監督署に届け出ているか。	「労基」32の2(1月変形労働時間制)	・協定の締結を行うとともに、労働基準監督署に届け出ること。	B-1-(1)
	41 1年間変形労働時間制に関する協定を締結し、労働基準監督署に届け出ているか。	「労基」32の4(1年間変形労働時間制)	・協定の締結を行うとともに、労働基準監督署に届け出ること。	B-1-(1)

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
6 各種規程等の整備状況	42 短時間・有期雇用労働者の基本給、賞与その他の待遇のそれぞれについて、当該待遇に対応する通常の労働者の待遇との間において、不合理な待遇差を設けていないか。 また、差別的な取扱いをしていないか。  ・不合理な待遇差の禁止：職務内容、職務内容・配置の変更範囲、その他の事情を考慮して不合理な待遇差を禁止 ・差別的取扱いの禁止：職務内容、職務内容・配置の変更の範囲が同じ場合は、差別的取扱いを禁止	「パートタイム労働法」8,9	・基本給や賞与において、短時間・有期労働者と通常の労働者（正職員）との間に不合理な待遇差が認められるので、改善すること。	B-1-(1)
	43 短時間・有期雇用労働者の雇入れ時に、雇用管理上の措置の内容について説明しているか。  ・説明の対象 ①不合理な待遇の禁止、②差別的取扱いの禁止、③賃金の決定、④教育訓練の実施、⑤福利厚生施設、⑥通常の労働者への転換	「パートタイム労働法」14-1	・短時間・有期雇用労働者を雇入れる時には、必要な事項を説明すること。	B-1-(1)
	44 短時間・有期雇用労働者から「通常の労働者との待遇差の内容や理由」などについて説明を求められた場合、適切に対応しているか。 また、説明を求めた労働者に対して不利益な取り扱いを行っていないか。	「パートタイム労働法」14-2	・通常の労働者（正職員）との待遇差について、短時間・有期雇用労働者から説明を求められた場合は、説明を行うこと。	B-1-(1)
7 女性の活躍推進・ハラスメントの防止等	1 【常用労働者数101人以上の一般事業主】 一般事業主行動計画において、国が定める各区分から1項目以上（計2項目以上）を選択し、それぞれ関連する数値目標を設定し、労働局に届け出ているか。 ・項目は、次のとおり。 ①女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供 採用した労働者に占める女性労働者の割合、管理職に占める女性労働者の割合 等 ②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備 男女の平均継続勤務年数の差異、労働者の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間の状況 等	「女性活躍推進法」8-1～3  「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令」2の2	・行動計画を定め、労働局に届け出ること。	B-1-(1)

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
7 女性の活躍推進・ハラスメントの防止等	<p>2 【常用労働者数101人以上の一般事業主】 女性の職業生活における活躍の推進に関する情報について、国が定める各区分から1項目以上（計2項目以上）を選択して公表しているか。</p> <p>・項目は、次のとおり。 ①女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績 ②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績</p>	「女性活躍推進法」8-5	・女性の職業生活における活躍に関する情報を公表すること。	B-1-(1)
	<p>3 パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置を講じているか。 また、パワーハラスメント相談等を理由とした不利益な取扱いを行っていないか。</p> <p>・講ずべき措置は、次のとおり。 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 事後の迅速かつ適切な対応 等</p> <p>顧客等（入所者又はその家族等）からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）防止のための取組みも雇用管理上の配慮として行うことが望ましい。 （相談体制の整備、被害者への配慮のための取組、被害防止のための取組など）</p>	「特養条例」3 →「特養基準」24-4 （(地)59） 「指定条例」4 →「指定基準」24-4 「特養通知」第4-12(5) （(地)第6-6） 「指定通知」第4-27(4) 「労働施策総合推進法」30の2-1・2	・パワーハラスメント防止のための措置を講ずよう努めること。 ・パワーハラスメントの相談を理由として不利益な取扱いを行っているので、改善するよう努めること。	B-1-(1)
	<p>4 セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のための措置を講じているか。 また、セクシュアルハラスメント相談等を理由とした不利益な取扱いを行っていないか。</p> <p>・講ずべき措置は、次のとおり。 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 事後の迅速かつ適切な対応 等</p>	「養護条例」3 →「養護基準」23-4 「養護通知」第5-9（4） 「均等法」11-1～3 「育休法」25	・セクシュアルハラスメント防止のための措置を講ずること。 ・セクシュアルハラスメントの相談を理由として不利益な取扱いを行っているので、改善すること。	B-1-(1)



項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
7 女性の活躍推進・ハラスメントの防止等	5 職場環境向上のためにセクハラ（セクシャルハラスメント）やパワハラ（パワーハラスメント）に関する研修を実施しているか。	「養護条例」3 →「養護基準」23-3、4	・セクハラやパワハラに関する研修の実施を検討すること。	B-2
8 休憩・休日	1 休憩や休日が適正に与えられているか。	「労基」34(休憩)、35(休日) 「労基規則」31、33(適用除外)	・適用除外事由がない場合には、休憩や休日は適正に与えること。	B-1-(1)
	2 前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息の確保に努めているか。	「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」2	・前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息を与えること。	B-2
9 有給休暇	1 適正な有給休暇制度が導入されているか。	「労基」39(年次有給休暇)	・継続勤務年数に基づき、付与日数の範囲内で、有給休暇制度が消化されるようにすること。	B-1-(1)
	2 就業規則に時季指定の対象となる職員の範囲及び時季指定の方法等について、規定しているか。	「労基」89(作成及び届出の義務)	・就業規則に時季指定の規定がないので、規定すること。	B-1-(1)
	3 年10日以上 of 年次有給休暇が付与される職員に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日確実に取得させているか。	「労基」39(年次有給休暇)	・対象職員について、年5日確実に取得させること。	B-1-(1)
10 現金・預金の管理状況	1 現金、預貯金通帳及び印鑑は、金庫等鍵のかかる場所で保管しているか。通帳と印鑑は、別々の者が管理しているか。	「雇児488」 「社会福祉施設の経理事務に係る内部牽制体制の確立について（H31.3）県通知」	・現金・預金の残高管理や通帳・印鑑の管理が適正でないので、改善すること。	B-1-(1)
	2 会計事務について相互に牽制できる事務分掌と職務権限は確立されているか。	「高齢者福祉施設等における利用者預り金の適正管理の徹底について（R2.1）県通知」	・会計事務を相互に牽制できる事務分掌や職務権限が確立されていないので、改善すること。	B-1-(1)
	3 不適切な会計支出がないか。また、不明瞭な出納はないか。		・不適切な支出が認められたので、是正すること。	B-1-(1)
	4 金銭の支払いが、受領する権利を有する者からの請求書、その他取引を証する書類に基づいて行われているか。		・支出の書類に請求書等が添付されていないので、改善すること。	B-1-(2)

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
10 現金・預金の管理状況	5 入所者預り金について、預り金規程が整備され、規程に基づき適正に管理されているか。		・入所者預り金規程が整備されていないので、整備すること。	B-1-(1)
			・入所者預り金が、規程に基づき適正に管理されていないので、改善すること。	B-1-(1)
11 入札方法・契約手続	1 稟議書等で意思決定の過程が明確になっているか。	「雇児488」、「雇児総0329第1号」	・稟議書等で意思決定等の過程が明確になっていないので、改善すること。	B-1-(2)
	2 予定価格が適正に設定されているか。		・予定価格が適正に設定されていないので、改善すること。	B-1-(2)
	3 契約書又は請書等の必要書類が作成されているか。		・契約書又は請書が作成されていないので、作成すること。	B-1-(2)
	4 随意契約とする理由が明示されているか。		・随意契約とする理由が明示されていないので、改善すること。	B-1-(2)

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
第2-1 災害対策 1 管理体制	1 防火管理者を選任し、届け出ているか。また、管理的又は監督的地位にある者を選任しているか。	「消防法」8 「消防法規則」3-2	・防災管理者を選任していないので、選任すること。	B-1-(1)
			・防火管理者の届出（変更届を含む）をしていないので、届け出ること。	
	2 防火管理者としての業務が適正に行われているか。		・業務を適正に行うこと。	
	3 カーテン、絨毯等は防災性能を有しているか。	「消防法」8の3 「消防法令」4の3 「消防法規則」4の3	・カーテン、絨毯等が防災性能を有していないので、改善すること。	B-1-(2)
	4 夜間の防災対策が十分確保されているか。	「社施107」 「社施2153」	・夜間の防災体制がとれていないので、改善すること。	B-1-(1)
2 消防計画等	1 消防計画を作成し、消防署に届け出ているか。変更の届出をしているか。	「消防法」8 「消防法規則」3 「養護条例」4-1	・消防計画を作成し、消防署に届け出ること。 ・消防計画の変更を届け出ているので、変更届を消防署に届け出ること。	B-1-(1)

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
3 施設防災計画等	1 地震、風水害及び施設周辺地域の環境や立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における入所者等の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた施設防災計画を策定し、施設の見やすい場所に掲示しているか。 また、「社会福祉施設等における非常災害対策計画の点検・見直しガイドライン（平成28年11月1日28長第708号）」等に基づいた取組を実施しているか。	「施設59、157」 「施設5」 「施設121、102」 「施設91」 「施設107」 「事務連絡」(22.3.15) 「養護条例」4 「社会福祉施設等における非常災害対策計画の点検・見直しガイドライン(H28.11)県通知」 「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル(H29.6)国通知」	・施設防災計画が掲示されていないので、施設内の見やすい場所に掲示すること。 ・施設防災計画の点検・見直しを実施していないので、実施すること。	B-1-(1)
	2 施設防災計画に基づき、災害発生時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に職員及び入所者に周知しているか。			・非常災害発生時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に職員等に周知すること。
4 消防署立入検査	1 消防署の立入検査の指示事項について改善しているか。	「消防法」4	・消防署の立入検査の指示事項に対する改善がされていないので、改善すること。	B-1-(1)
5 避難訓練	1 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。（避難訓練及び消火訓練は年2回以上、うち1回は夜間を想定した訓練が行われているか。）	「消防法令」3の2-2 「消防法規則」3-10 「養護条例」4-2 「施設107」	・定期的な避難訓練等が実施すること。 ・夜間を想定した訓練を実施すること。	B-1-(1)
	2 訓練結果の記録の整備をしているか。	「消防法規則」4の2の4	・訓練記録を整備すること。 ・訓練記録が不十分であるので、是正すること。	B-1-(1) B-2

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
5 避難訓練	3 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。	「養護条例」4-3	・地域住民の参加が得られるよう努めること。	B-2
	4 訓練結果に基づき、施設防災計画の検証及び見直しを行っているか。	「養護条例」4-4	・訓練結果に基づき、施設防災計画の検証、見直しを行うこと。	B-1-(1)
6 消防用設備等	1 消防用設備等の点検及び報告等を実施しているか。 ・消防設備士又は消防設備点検資格者による告示に定める設備等の点検と、その結果の消防署への報告が義務付けられている。	「消防法」17の3の3 「消防法令」36-2 「消防法規則」31の6 消防庁告示第9号	・消防用設備等の点検及び報告を行っていないので、実施すること。	B-1-(1)
	2 消防用設備等の自主点検を行っているか。		・消防用設備等の自主点検を行っていないので、実施すること。	B-1-(1)
	3 消防用設備等を設置しているか。 ・消防用設備等に関する設置基準は以下のとおり規定されている。 ①消火設備に関する設置基準＝施行令第10条～20条 ②警報設備に関する設置基準＝施行令第21条～24条 ③避難設備に関する設置基準＝施行令第25条～26条 ④消防用水に関する設置基準＝施行令第27条 ⑤消火活動上必要な施設に関する設置基準＝施行令第28条～29条の3 等	「消防法令」10～29-3	・法令上設置が義務付けられているので、設置すること。	B-1-(1)
7 浸水・土砂災害対策	1 指定区域に所在しているか否か点検・確認を行っているか。 ・地すべり防止区域、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、土石流発生危険溪流、なだれ危険箇所、ため池注意箇所、災害危険区域、宅地造成工事規制区域 等	「社施121,102」	・指定区域に所在するか確認すること。	B-1-(1)
	2 施設防災計画やマニュアル等が作成されているか。	「養護条例」4	・計画等が作成されていないので、作成すること。	B-1-(1)
	3 災害発生時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に従業員に周知しているか。		・体制を整備し、職員に周知すること。	B-1-(1)

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
7 浸水・土砂災害対策	4 定期的に、避難・救出その他必要な訓練を行っているか。		・定期的に必要な訓練を行うこと。	B-1-(1)
	5 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。		・地域住民の参加が得られるよう努めること。	B-2
	6 災害時に必要な、備品・食糧等の備蓄はあるか。 ・災害時に施設入所者の生活維持に必要な食糧、飲料水、医薬品、介護用品等の備蓄		・必要な備蓄を行うこと。	B-1-(1)
	7 浸水想定区域、土砂災害警戒区域内に所在し、市町が作成する地域防災計画に要配慮者利用施設として記載されている場合、避難確保計画を作成し、市町へ提出しているか。	「水防法」15の3-1、2 「土砂災害防止法」8の2-1、2	・避難確保計画を作成し、市町へ提出すること。	B-1-(1)
	8 避難確保計画に基づき職員研修・避難訓練を実施しているか。また、実施後に市町へ報告しているか。	「水防法」15の3-5 「土砂災害防止法」8の2-5	・定期的に研修・訓練を実施すること。 ・実施後は市町へ報告すること。	B-2
8 地震・津波対策	1 愛媛県耐震改修促進計画に基づき、重点的に耐震化を図る建築物に該当するか。(該当しない建築物についても、自主的な耐震化対策は必要であることを指導する。)  ・特定建築物（愛媛県耐震改修促進計画基本方針） (施行令第6条) 老人ホーム 階数が2、床面積1,000㎡以上、昭和56年5月31日以前に建築確認されたもの	「耐震改修促進法」6-1 愛媛県耐震改修促進計画	・特定建築物に該当するか確認すること。	B-1-(1)
	2 耐震性能の把握を目的とした耐震診断が実施されているか。		・耐震診断を実施すること。	B-1-(1)
	3 耐震診断の結果に基づき、耐震改修が行われているか。		・耐震診断の結果に基づき、耐震改修を行うこと。	B-1-(1)

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	4 地震時の総合的な安全対策が行われているか。 ・窓ガラス、天井、外壁等落下危険物等の飛散、落下防止対策 ・ブロック塀の倒壊防止対策 ・エレベーターの閉じ込め防止対策		・総合的な安全対策を実施すること。	B-1-(1)
	5 施設防災計画やマニュアル等が作成されているか。	「養護条例」4 「愛媛県防災対策基本条例」19 「社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について(H30.10)国通知」	・計画等が作成されていないので、作成すること。	B-1-(1)
	6 災害発生時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に従業員に周知しているか。		・体制を整備し、従業員に周知すること。	B-1-(1)
	7 定期的に、避難・救出その他必要な訓練を行っているか。		・定期的に必要な訓練を行うこと。	B-1-(1)
	8 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。		・地域住民の参加が得られるよう努めること。	B-2
	9 災害時に必要な、備品・食糧等の備蓄はあるか。 ・災害時に施設入所者の生活維持に必要な食糧、飲料水、医薬品、介護用品等の備蓄		・必要な備蓄を行うこと。	B-1-(1)
	10 福祉避難所について、制度(又は指定されていること)を認識しているか。		・制度の認識に努めること。	B-1-(2)
	11 津波災害警戒区域内に所在し、市町が作成する地域防災計画に避難促進施設(要配慮者利用施設)として記載されている場合、避難確保計画を作成し、市町へ提出しているか。	「津波防災地域づくりに関する法律」71-1	・避難確保計画を作成し、市町へ提出すること。	B-1-(1)
	12 避難確保計画に基づき職員研修・避難訓練を実施しているか。また、実施後に市町へ報告しているか。	「津波防災地域づくりに関する法律」71-2	・定期的に研修・訓練を実施すること。 ・実施後は市町へ報告すること。	B-2

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
9 原子力災害対策	1 原子力災害対策重点区域に所在しているか否かを把握しているか。 P A Z : 原子力施設を中心として概ね半径5kmの地域【伊方町】 U P Z : 原子力施設を中心として概ね半径30kmの地域からP A Zを除いた地域【伊方町、八幡浜市、大洲市、西予市、宇和島市、伊予市、内子町】	愛媛県地域防災計画（原子力災害対策編）第2編 第8章 2-8-5 3社会福祉施設等管理者の活動	・重点区域に所在しているか否かを把握すること。	B-1-(1)
	2 施設防災計画やマニュアル等が作成されているか。	「養護条例」4 「社会福祉施設等における『原子力災害避難計画』作成ガイドライン」（H25.4 愛媛県保健福祉部）	・施設防災計画等を作成すること。	B-1-(1)
	3 組織体制が整備されているか。 ・重点市町や他の類似施設、地域の自主防災組織等と連携を図りながら災害時の協力体制づくりに努めているか。 ※重点市町【伊方町、八幡浜市、大洲市、西予市、宇和島市、伊予市、内子町】		・組織体制を整備すること。	B-1-(1)
	4 緊急連絡体制を整備しているか。 ・重点市町の協力を得て、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、施設相互間の緊急連絡体制の整備・強化に努めているか。		・緊急時連絡体制を整備すること。	B-1-(1)
	5 重点市町の協力を得て、施設利用者が適切な行動がとれるよう防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた避難訓練等を定期的に行っているか。		・防災教育及び定期的な訓練を実施すること。	B-1-(1)
	6 災害時に必要な備品・食糧等の備蓄はあるか。 ・利用者等の移送に必要な資機材の確保、原子力防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努めているか。		・必要な備蓄を行うこと。	B-1-(1)



項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
第2-2 防犯対策 1 防犯体制	1 来訪者用の入り口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認しているか。	「雇児総0726第1号」 「雇児総0915第1号」 「社会福祉施設等における防犯対策点検項目のガイドライン(H28.10)県通知」	・来訪者用の入り口・受付を明示し、外部からの人の出入りが確認できるようにすること。	B-1-(2)
	2 夜間の出入口は限られた場所とし、施錠時間を決めたり、警備員室・夜勤室等の前を通る動線としたりしているか。		・夜間の出入口は限られた場所とし、施錠時間を決めるなど、防犯体制を見直すこと。	B-1-(2)
	3 防犯講習や防犯訓練を定期的実施しているか。 【留意点】 職員等に対する危機管理意識を高めるための研修や教育に努めるとともに、必要に応じ、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等の協力を得ること。		・防犯講習や防犯訓練を定期的実施すること。	B-1-(2)
	4 施設や施設外活動場所の周辺にある危険箇所を把握し、入所者や家族に対して注意喚起を行っているか。		・危険箇所を把握し、注意喚起を行うこと。	B-1-(2)
	5 施設等に不審者が立ち入った場合に備え、必要な措置をとる体制を整備しているか。		・施設等に不審者が立ち入った場合に備え、必要な措置をとる体制を整備すること。	B-1-(2)
	6 門扉や囲い、外灯、窓、出入口、避難口、鍵の管理等の状況を毎日点検しているか。		・門扉や囲い、外灯、窓、出入口、避難口、鍵の管理等の状況を毎日点検すること。	B-1-(2)
2 防犯対策の点検状況	1 「社会福祉施設等における防犯対策点検項目のガイドライン（平成28年10月31日28障第807号）」に基づき、実情に応じた点検項目についてチェックリストを作成しているか。		・チェックリストを作成すること。	B-1-(2)

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
第2-3 業務継続計画 1 計画の策定	1 感染症や非常災害の発生時を想定した業務継続計画（BCP）を策定しているか。  (参考) 「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」 「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」 (記載内容) ①感染症に係る業務継続計画 ・平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） ・初動対応 ・感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） ②災害に係る業務継続計画 ・平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） ・緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） ・他施設及び地域との連携	「養護条例」3 →「養護基準」23の2 「養護通知」第5-10  【令和3年4月1日適用】 (令和6年3月31日までは 努力義務)	・業務継続計画を策定するよう努めること。	B-2
	2 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行っているか。		・感染症に係る業務継続計画において、初動対応が不十分であるので、見直しに努めること。	B-2
			・業務継続計画の定期的な見直し、変更を行っていないので、見直しを行うよう努めること。	B-2
2 研修及び訓練	1 業務継続計画についての研修を年2回以上定期的に実施しているか。 また、新規採用時に、業務継続計画についての研修を実施しているか。 なお、研修にはすべての職員が参加することが望ましい。		・職員研修を年2回以上定期的に実施するよう努めること。	B-2
	2 業務継続計画についての訓練（シミュレーション）を年2回以上定期的に実施しているか。 なお、訓練には、すべての職員が参加できるようにすることが望ましい。 (訓練内容) ・施設内の役割分担の確認 ・感染症等が発生した場合に実践するケアの演習 等		・訓練を年2回以上定期的に実施するよう努めること。	B-2

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
第3 人員基準 1 施設長 (管理者)	1 社会福祉主事の資格を有する者又は社会福祉事業に2年以上従事した者となっているか。	「養護条例」3 →「養護基準」5-1 「社福」19-1	・施設長の資格要件を満たしていない。	A-1-(1)
	2 施設長は専従常勤の者か。 (施設長は、当該施設の職員としての職務に従事する場合、同一敷地内にある他の事業所、施設の管理者又は職員としての職務に従事する場合は兼務が可。)	「養護条例」3 →「養護基準」12-5	・施設長の兼務に問題がある。	A-1-(1)
			・施設長の兼務に軽微な問題がある。又は勤務実態が不明確である。	A-1-(1)
	3 施設長は職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	「養護条例」3 →「養護基準」21-1	・運営管理上、(軽微な)問題がある。	B-1-(1)
4 施設長は職員に運営基準を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	「養護条例」3 →「養護基準」21-2	・運営管理上、(軽微な)問題がある。	B-1-(1)	
2 医師	1 健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数を配置しているか。	「養護条例」3 →「養護基準」12-1-(2)	・基準に定める必要な人員が確保されていないので、改善すること。	A-1-(1)
	2 「本体施設」が養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であるサテライト型養護老人ホームにあっては、医師を置かないことができる。	「養護条例」3 →「養護基準」21-6		
3 生活相談員	1 常勤換算方法で、入所者の数が30又はその端数を増すごとに1人以上配置しているか。	「養護条例」3 →「養護基準」12-1-(3)イ		
	2 視覚又は聴覚に障害のある入所者の数が入所定員の7割を超える養護老人ホーム（以下「盲養護老人ホーム等」という。）については、常勤換算方法で、1に、入所者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置しているか。	「養護条例」3 →「養護基準」12-2-(1)イ		
	3 指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホームでは上記の生活相談員の数から、常勤換算方法で、1を減じた数とすることができる。	「養護条例」3 →「養護基準」12-8		
	4 入所者の数が100又はその端数を増すごとに生活相談員の1人以上を主任生活相談員としているか。また、1人以上は、常勤の者となっているか。	「養護条例」3 →「養護基準」12-1-(3)ロ、12-7		

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
3 生活相談員	5 指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホームにあっては、入所者の処遇に支障がない場合は、当該養護老人ホームの他の職務に従事することができる。	「養護条例」3 →「養護基準」12-7	・基準に定める必要な人員が確保されていないので、改善すること。	A-1-(1)
	6 社会福祉主事の資格を有する者等となっているか。	「養護条例」3 →「養護基準」5-2 「社会福祉法」19-1		
	7 「本体施設」が養護老人ホーム又は介護老人保健施設であるサテライト型養護老人ホームにあっては、本体施設の生活相談員又は支援相談員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、生活相談員を置かないことができる。	「養護条例」3 →「養護基準」12-12-(1)(2)		
4 支援員	1 常勤換算方法で、入所者であって、指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（以下「一般入所者」という。）の数が15又はその端数を増すごとに1人以上勤務しているか。	「養護条例」3 →「養護基準」12-1-(4)イ		
	2 盲養護老人ホーム等については、「養護基準」別表の一般入所者の数に応じて、支援員を配置しているか。	「養護条例」3 →「養護基準」12-2-(2)イ 「養護基準」別表		
	3 支援員の1人を主任支援員としているか。また、常勤の者となっているか。	「養護条例」3 →「養護基準」12-1-(4)ロ、 12-2-(2)ロ、12-9		
5 看護職員	1 常勤換算方法で、入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上配置しているか。	「養護条例」3 →「養護基準」12-1-(5)		
	2 盲養護老人ホーム等（入所者の数が100以下の場合）にあっては、常勤換算方法で、2以上配置しているか。	「養護条例」3 →「養護基準」12-2-(3)イ		
	3 1人以上は、常勤の者となっているか。 ただし、サテライト型養護老人ホーム又は指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護もしくは指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホーム（盲養護老人ホーム等を除く。）にあっては、常勤換算方法で、1以上とする。	「養護条例」3 →「養護基準」12-10		
6 栄養士	1 1人以上配置しているか。	「養護条例」3 →「養護基準」12-1-(6)		

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
6 栄養士	2 併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより、効果的な運営を期待することができる養護老人ホーム（入所定員50人未満に限る。）にあつては、入所者の処遇に支障がない場合に限り、栄養士を置かないことができる。	「養護条例」3 →「養護基準」12-1ただし書き	・基準に定める必要な人員が確保されていないので、改善すること。	A-1-(1)
	3 「本体施設」が養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院又は病院（病床数100以上のものに限る。）であるサテライト型養護老人ホームにあつては、本体施設の栄養士により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、栄養士を置かないことができる。	「養護条例」3 →「養護基準」12-12		
7 調理員、事務員その他の職員	1 施設の実情に応じた適当数を配置しているか。	「養護条例」3 →「養護基準」12-1-(7)		
	2 調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあつては、調理員を置かないことができる。	「養護条例」3 →「養護基準」12-1ただし書き		
	3 「本体施設」が養護老人ホーム、介護老人保健施設又は介護医療院であるサテライト型養護老人ホームにあつては、本体施設の調理員又は事務員その他の職員（従業者）により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理員又は事務員その他の職員を置かないことができる。 また、「本体施設」が診療所である場合は、事務員その他の職員を置かないことができる。	「養護条例」3 →「養護基準」12-12		
8 入所者数の算定	1 入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値としているか（小数点第2位切上げ）。ただし、養護老人ホームを新たに設置し、又は再開する場合は、推定数としているか。	「養護条例」3 →「養護基準」12-3 「養護通知」第3-1(3)	・入所者数の算定を誤っているので、算定し直すこと。	B-1-(1)
9 常勤換算方法による職員数の算定等	1 常勤換算は、職員の勤務延時間の総数を当該施設において常勤の職員が勤務すべき時間（32時間が下限。）で除して算定しているか。 ただし、母性健康管理措置又は育児・介護休暇法の所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤の従事者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、常勤換算方法で1として取り扱うことを可能とする。  【常勤要件】 母性健康管理措置又は育児・介護のための所定労働時間の短縮等の措置の対象者は、入所者の処遇に支障がない体制が整っている施設においては、30時間で常勤と認められる。 また、従業者が産前産後休業、母性健康管理措置、育児休業、介護休業、育児休業に準ずる休業を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能である。	「養護条例」3 →「養護基準」12-4 「養護通知」第3-1(3)	・常勤換算方法による職員数の算定が誤っているので、算定し直すこと。	B-1-(1)

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
10 職員の専従	1 職員は専ら施設の職務に従事しているか。ただし、当該軽費を運営する法人内の他の職務であつて、同時並行的に行われるものではない職務であれば、各々の職務に従事すべき時間帯が明確に区分された上で勤務することは差し支えない。	「養護条例」3 →「養護基準」6 「養護通知」第1-5	・専従でなければならない職員が、専従となっていなかったので、改善すること。	B-1-(1)
11 宿直勤務等	1 1以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせているか。	「養護条例」3 →「養護基準」12-11	・夜勤者又は宿直者を配置すること。	B-1-(1)
12 人事管理	1 退職者が多い施設については、原因を把握するとともに、処遇改善等も含めた職員の定着化に努めているか。	「社福」90 「養護条例」3 →「養護基準」23	・退職者が多いので、処遇改善等も含めた職員の定着化に努めること。	A-1-(1)
	2 勤務表作成に当たっては、特定の職員の負荷が過大とならないよう配慮した上で、日々の勤務時間や職員配置等を行っているか。		・特定の職員の負荷が過大とならないように、勤務時間や職員配置等を行うこと。	B-1-(2)

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分		
第4 設備基準 1 居室	1 居室の定員は2人以下となっているか。(既存施設の特例有)	「養護条例」3 →「養護基準」13	構造・設備等が基準を満たしていないので、改善すること。	A-1-(1)		
	2 地階に設けていないか。	「養護条例」3 →「養護基準」11-4-(1) イ～ニ				
	3 1人当たりの床面積は、10.65㎡以上か。(既存施設の特例有)					
	4 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けられているか。					
	5 寝具及び身の回り品を収納することができる収納設備（押入、タンスなど）を設けているか。					
2 静養室	1 医務室又は職員室に近接して設けているか。	「養護条例」3 →「養護基準」11-4-(2) イ・ロ				
	2 原則として1階に設け、寝台又これに代わる設備を備えているか。					
3 洗面設備	1 居室のある階ごとに設けているか。	「養護条例」3 →「養護基準」11-4-(3)				
4 便所	1 居室のある階ごとに男子用と女子用とを別に設けているか。	「養護条例」3 →「養護基準」11-4-(4)				
5 医務室	1 医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けているか。	「養護条例」3 →「養護基準」11-4-(5)				
	2 入院施設を有しない診療所として医療法第7条第1項の規定に基づく知事の許可を得ているか。	「養護通知」第2-2-(7)				
6 調理室	1 火気を使用する部分は、不燃材料を用いているか。	「養護条例」3 →「養護基準」11-4-(6)				

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
7 職員室	1 居室のある階ごとに居室に近接して設けられているか。	「養護条例」3 →「養護基準」11-4-(7)	構造・設備等が基準を満たしていないので、改善すること。	A-1-(1)
8 その他	1 廊下幅は、1.35m以上あるか。中廊下は1.8m以上あるか。 (※備品等の設置により、所要幅が基準以下になっていないか。)	「養護条例」3 →「養護基準」11-5 (1)～(3)		
	2 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けているか。			
	3 階段の傾斜は緩やかにしているか。			



項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
第5 運営基準 1 運営規程	1 施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。  ①施設の目的及び運営の方針 ②職員の職種、数及び職務の内容 ③入所定員 ④入所者の処遇の内容 ⑤施設の利用に当たっての留意事項 ⑥非常災害対策 ⑦虐待の防止のための措置に関する事項 ⑧その他施設の運営に関する重要事項	「養護条例」3 →「養護基準」7	・内容が不十分であるので、改善すること。 ・規程と現状に(著しい)差異があるので、改善すること。	A-1-(1)
		項目⑦ 【令和3年4月1日適用】 (令和6年3月31日までは努力義務)	・虐待防止のための措置について定めていないので、定めるよう努めること。	B-2
2 勤務体制の確保等	1 月ごとに勤務表を作成し、職員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、職員等の配置、施設長との兼務関係等を明確にしているか。(兼務の職員について、勤務実態が適切に記録されているか。)	「養護条例」3 →「養護基準」23 「養護通知」第5-9	・勤務表を作成していないので、作成すること。	B-1-(1)
			・勤務体制が労働基準法上適正でないので、改善すること。	B-1-(1)
	2 職員の勤務体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために、可能な限り継続性を重視し、個別ケアの視点に立った処遇を行うことができるよう配慮しているか。		・適切な処遇を提供できる体制になっていないので、改善すること。	B-1-(1)
	3 入所者の処遇に直接影響する業務を委託していないか。		・適切なサービスを提供できる体制になっていないので、改善すること。	B-1-(1)
	4 全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。	【令和3年4月1日適用】 (令和6年3月31日までは努力義務)	・適切な研修を行っていないので、改善すること。	B-2
5 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。		・職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知啓発すること。 ・相談への対応の窓口をあらかじめ定め、労働者に通知すること。	B-1-(1)	

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
3 入退所	1 入所予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか。	「養護条例」3 →「養護基準」14	・入所予定者の心身の状況、生活歴、病歴の把握等に努めること。	B-1-(1)
	2 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて常に配慮しているか。		・入所者が居宅において日常生活を営むことができるよう配慮すること。	B-1-(1)
	3 居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、当該入所者及びその家族の希望、退所後に置かれることとなる生活環境等を勘案し、当該入所者の円滑な退所のために必要な援助に努めているか。		・円滑な退所のために必要な援助に努めること。	B-1-(1)
	4 入所者の退所に際しては、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。		・入所者の退所に際して、地域包括支援センター等と連携するなど適切な援助に努めること。	B-1-(1)
	5 入所者の退所後も、必要に応じ、当該入所者又は家族等に対する相談援助を行うとともに、適切な援助に努めているか。			B-1-(1)
4 処遇の質の評価等	1 処遇の質の自己評価を行い、常にその改善に努めているか。	「社福」78-1 「老福」20の2	・処遇の質に関する自己評価が行われていないので、実施に努めること。	B-1-(2)
	2 福祉サービス第三者評価を受審しているか。		・福祉サービス第三者評価の積極的な受審に努めること。	B-2
5 処遇計画	1 処遇計画は、生活相談員が作成しているか。	「養護条例」3 →「養護基準」15-1 「養護基準」22-1	・処遇計画に関する業務を、生活相談員以外の者が担当しているので、改善すること。	B-1-(1)
	2 生活相談員は、入所者の心身の状況、置かれている環境、入所者及び家族の希望等を勘案して、他の職員と協議の上、処遇計画を作成し、本人や家族に説明し、同意を得ているか。		「養護条例」3 →「養護基準」15-2 「養護基準」22-1	・入所者の心身の状況、環境、希望等を勘案していないので、改善すること。入所者又は家族の署名、捺印もしくは電磁的記録により同意があったことがわかるものを保管しておくこと。

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
5 処遇計画	3 処遇計画の作成に当たり、入所者が指定居宅サービス等を利用している場合は、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅介護支援計画等の内容に留意しているか。	「養護条例」3 →「養護基準」15-2 「養護通知」第5-2	・他の職員と協議していないので、改善すること。	B-1-(1)
	4 生活相談員は、処遇計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行っているか。	「養護条例」3 →「養護基準」15-3	・処遇計画について、必要に応じて見直しを行うこと。	B-1-(1)
	5 入所者が要介護状態等となった場合は、心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切な居宅サービス等を受けることができるよう、必要な措置を講じているか。	「養護条例」3 →「養護基準」19	・適切な居宅サービス等を受けることができるよう、必要な措置を講じること。	B-1-(1)
6 処遇の方針	1 入所者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の状況等に応じて、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導、訓練その他の援助を適切に行っているか。	「養護条例」3 →「養護基準」16-1～3	・処遇計画に基づいた適切な処遇が行われていないケースが見受けられたので、改善すること。	B-1-(1)
	2 処遇は、処遇計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行っているか。			
	3 職員は、処遇に当たり、懇切丁寧を旨とし、入所者又は家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。		・入所者又はその家族に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、説明すること。	B-1-(1)
7 身体的拘束等	1 入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（「身体的拘束等」）を行っていないか。	「養護条例」3 →「養護基準」16-4～6 「養護通知」第5-3 「高齢者虐待防止法」	・不適切な身体的拘束等が行われている事例が認められたので、改善すること。	B-1-(1)
	2 身体的拘束等を実施する場合について、「切迫性」「非代替性」「一時性」の三要件を満たしていることを確認し、家族等へ説明の上確認書を取り、実施することとしているか。		・身体的拘束等を行う際に、家族への十分な説明と確認書を保管していないので、改善すること。	B-1-(1)
	3 身体的拘束等を行った場合には、その都度、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録しているか。		・経過観察記録が適切に作成されていないので、作成すること。	B-1-(1)

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
7 身体的拘束等	4 身体的拘束等の記録は、「切迫性」「非代替性」「一時性」の三要件を満たしていることが確認できる内容となっているか。また、廃止に向けての検討材料となる内容となっているか。		・3要件の確認ができる記録内容となっていないので、記録内容を十分整備すること。	B-1-(1)
	5 幅広い職種（施設長、事務長、医師、看護職員、支援員、生活相談員等）で構成する「身体的拘束適正化検討委員会」を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図っているか。 なお、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」）を活用して行うことができる。		・身体的拘束適正化検討委員会が設置されていない(定期的開催されていない)ので、改善すること。	B-1-(1)
	6 「身体的拘束等の適正化のための指針」を整備しているか。		・身体的拘束等の適正化のための指針が整備されていないので、整備すること。	B-1-(1)
	7 支援員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上定期的実施しているか。 また、新規採用時に、身体的拘束適正化の研修を実施しているか。		・職員研修を年2回以上、定期的実施すること。	B-1-(1)
8 生活相談等	1 常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又は家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	「養護条例」3 →「養護基準」18 「養護通知」第5-5	・相談体制がとられていないので、改善すること。	B-1-(2)
	2 入所者に対し、処遇計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な指導及び訓練その他の援助を行っているか。		・処遇計画に基づき、必要な指導及び訓練その他の援助を行うこと。	B-1-(1)
	3 要介護認定の申請等、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、当該入所者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行っているか。 特に金銭にかかるものについては、書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後は、その都度本人に確認を得ているか。併せて、その経過を記録しているか。		・金銭関係について、書面による事前の同意を得ていないので、得ておくこと。	B-1-(1)

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
8 生活相談等	4 常に家族との連携を図るとともに、入所者と家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。		・入所者と家族との交流等の機会を確保するよう努めること。	B-2
	5 外出の機会を確保するよう努めているか。		・入所者に多様な外出の機会を確保するよう努めること。	B-2
	6 退所後の地域における生活を念頭に置いて、自立的な生活に必要な援助を適切に行っているか。		・自立的な生活に必要な援助を適切に行うこと。	B-2
	7 1週間に2回以上、入所者を入浴させ、又は清拭しているか。		・1週間に2回以上の入浴又は清拭を行っていないので、改善すること。	B-1-(2)
	8 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーションのための行事を行っているか。		・適宜レクリエーション行事を実施すること。	B-2
9 健康管理	1 入所時及び毎年定期的に2回以上健康診断を行っているか。	「養護条例」3 →「養護基準」20	・定期的に健康診断を行うこと。	B-1-(1)
	2 受動喫煙対策を実施しているか。 ・原則屋内禁煙（個室を除く。）であるが、喫煙専用室又は指定たばこ（加熱式たばこ）専用喫煙室を設置している場合は喫煙可。	「健康増進法」28、29、40	・受動喫煙対策が不十分であるので、改善すること。	B-1-(1)
10 衛生管理等	1 医薬品及び医療機器の管理を適正に行っているか。 (医薬品の使用期限に留意するとともに、施錠するなど保管場所の適正管理を行っているか。)	「養護条例」3 →「養護基準」24 「養護通知」第5-11	・医薬品及び医療機器の管理を適正に行うこと。	B-1-(2)

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
10 衛生管理等	2 調理従事者の検便は月1回以上実施し、10月から3月の間には月に1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検便検査に努めているか。	「水道法」19、20、22、34の2 「愛媛県水道条例」 「愛媛県水道条例施行規則」 「愛媛県飲用井戸等衛生対策要領」 「浄化槽法」10、11 「社援基725001」 「社援基121201」 「大量調理マニュアル」	・月1回の検便を実施すること。	B-1-(1)
			・10月から3月の間には月に1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検査を受けさせるよう努めること。	B-2
	3 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策検討委員会を設置し、おおむね3月に1回以上、及び必要に応じて随時に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知しているか。 なお、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。		・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策検討委員会が設置されていない(定期的に開催されていない)ので、改善すること。 ・その結果については、職員に周知すること。	B-1-(1)
			・委員会の開催結果については、職員に周知すること。	B-1-(1)
	4 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。  (参考) 「介護現場における感染対策の手引き」		・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針が整備されていないので、整備すること。	B-1-(1)
5 感染対策担当者を設置しているか。	・感染対策担当者を決定しておくこと。	B-1-(1)		

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
10 衛生管理等	6 支援員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を年2回以上定期的実施しているか。 また、新規採用時に、感染対策研修を実施しているか。  (参考) 「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等		・職員研修を年2回以上、定期的実施すること。	B-1-(1)
	7 支援員その他の従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練（シミュレーション）を年2回以上定期的実施するよう努めているか。  (訓練内容) ・施設内の役割分担の確認 ・感染症対策をした上でのケアの演習 等	「養護条例」3 →「養護基準」24-2-(3) 【令和3年4月1日適用】 (令和6年3月31日までは努力義務)	・訓練を年2回以上定期的実施するよう努めること。	B-2
	8 感染症等に対して、発症原因の究明及びその後の予防対策を適切に行っているか。	「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」(平成18年3月31日厚生労働省告示第268号)	・感染症予防対策を実施していないので、適切に実施すること。	B-1-(1)
	9 必要に応じて衛生管理について、保健所の助言、指導を求め、綿密な連携を保っているか。		・必要な場合には連携を行うこと。	B-2
	10 職員の日々の感染罹患状況や健康状態を把握しているか。		・状況把握を、適切に把握すること。	B-2
11 水道施設について、必要な検査や消毒その他衛生上必要な措置を講じているか。		・水道法等に定める水槽の掃除等の衛生管理を実施していないので、実施すること。	B-2	
12 浄化槽を使用している場合、法定検査や清掃を行っているか。		・浄化槽の定期的な清掃等を行っていないので、行うこと。	B-2	

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
10 衛生管理等	13 入浴設備(循環式浴槽)について、適正に衛生管理が行われているか。		・浴槽水の交換が適正に実施されていないので、改善すること。	B-2
	14 入所者(利用者)の歯ブラシ、ヘアブラシ、ひげそり等は衛生的に管理できているか。(歯ブラシのヘッド部分の接触、ヘアブラシの共用等がないか。)		・衛生的な管理ができていないので、改善すること。	B-2
	15 医薬品の使用の有無及び当該医薬品を処方した医療機関からの留意点等説明の有無について、本人又は家族に確認するとともに、必要に応じて当該処方医療機関にも留意点等の確認を行っているか。	「老人福祉施設等における医薬品の使用の介助について(H26.10)厚生労働省通知」	・医薬品の取扱いや誤薬防止対策が適切でないので、改善すること。	B-1-(1)
	16 職員が医薬品の使用を介助することになった場合は、その使用目的、取り違えその他の誤使用を防止する方策、適正に使用する方法等について、職員に対し、改めて周知徹底しているか。看護職員の指導の下で医薬品の使用の介助が実施されているか。			
	17 医薬品の取り違えについては、入所者の入れ替わりや職員の入れ替わりなどで起きる可能性が高まることを踏まえて、日頃から職員の声かけなどにより、本人確認を徹底しているか。			
11 協力病院等	1 協力病院を定めているか。	「養護条例」3 →「養護基準」25	・入院治療等を円滑に行える協力病院をあらかじめ定めておくこと。	B-1-(2)
	2 協力歯科医療機関を定めるよう努めているか。		・契約内容に不適切な事項があるので、改善すること。	B-1-(2)
12 秘密保持等	1 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならないことに、留意しているか。	「養護条例」3 →「養護基準」26 「ガイダンス」 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」	・秘密を漏らすことがないように必要な措置を講ずること。	B-1-(1)
	2 職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。			



項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
12 秘密保持等	3 テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器）を活用して委員会を開催する場合や電磁的記録により書面を作成・保存する場合に、「ガイドス」等を遵守しているか。			
13 苦情処理	1 苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情窓口を設置し、施設内における苦情解決の手続の明確化、苦情解決手続等の入所者及び施設職員への周知等を行っているか。	「養護条例」3 →「養護基準」27 「養護通知」第5-14 「苦情解決の指針」	・苦情を受け付けるための窓口を設置するなど、苦情解決に適切に対応すること。	A-1-(1)
			・文書配布及び施設内の掲示により、苦情解決の仕組みを入所者等に周知すること。	B-1-(1)
	2 苦情を受け付けた場合にはその内容を記録、保管しているか。 （苦情の報告書以外の給食日誌等に、苦情に係る記載がないか。）		・苦情の内容等を記録、保管しておくこと。	B-1-(1)
	3 市町村から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。		・指導又は助言に従って必要な改善を行うこと。	B-1-(1)
	4 市町村から求めがあったときは、指導又は助言に従った改善の内容を市町村に報告しているか。		・指導又は助言に従った改善の内容を市町村に報告すること。	B-1-(1)
	5 第三者委員を設置しているか。		・第三者委員を設置し、苦情解決に社会性や客観性を確保すること。	B-1-(1)
	6 苦情の解決結果について、個人情報に関するものを除き、インターネットを活用した方法のほか、事業報告書や広報誌等実績を掲載し、公表しているか。	・苦情の解決結果について、個人情報に関するものを除き、インターネットを活用した方法等により実績を公表すること。	B-1-(1)	
14 地域との連携等	1 地域住民等との連携、協力等により地域との交流を図っているか。	「養護条例」3 →「養護基準」28	・地域住民やボランティア団体等との交流を図るようにすること。	B-2
	2 入所者からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。		・市町との密接な連携に努めること。	B-2

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
15 事故発生の防止及び発生時の対応	1 事故発生の防止のための指針を整備しているか。	「養護条例」3 →「養護基準」29 「養護通知」第5-16	・指針等の整備を行うこと。	A-1-(1)
	2 事故発生の防止のための委員会（事故防止検討委員会）を設置し、事故発生時の状況や原因等を分析し、防止策を検討するとともに、その結果を職員に周知徹底しているか。 なお、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。		・事故防止検討委員会を設置すること。	B-1-(1)
	3 事故の防止策を講じた後に、その効果について評価しているか。		・事故防止検討委員会の検討結果を職員に周知すること。	B-1-(1)
	4 支援員その他の職員に対し、事故発生の防止のための研修を年2回以上定期的に実施しているか。 また、新規採用時に、事故発生の防止の研修を実施しているか。		・事故防止策を講じた後のその効果についての評価を行うこと。	B-1-(1)
	5 事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者を置いているか。		・事故発生防止のための研修を年2回以上定期的に開催すること。	B-1-(1)
	6 事故が発生した場合は、速やかに市町、入所者の家族等に連絡するとともに必要な措置を講じているか。		・事故発生防止等の担当者を設置すること。	B-1-(1)
	7 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しているか。		・事故発生時の連絡体制等の対応策を整備しておくこと。	B-1-(1)
	8 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。		・事故の状況及び事故に際して採った措置が記録しておくこと。	B-1-(1)
16 虐待防止対策	1 虐待の発生・再発防止のための対策を検討する委員会（虐待防止検討委員会）を定期的に関催しているか。 その結果を周知徹底しているか。 なお、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。	「養護条例」3 →「養護基準」30 「養護通知」第5-17 【令和3年4月1日適用】 （令和6年3月31日までは努力義務） 「高齢者虐待防止法」20、21	・速やかに損害賠償を行うことができる体制を確保しておくこと。	B-2
			・虐待発生・再発防止検討委員会を定期的に関催するよう努めること。	

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
16 虐待防止対策	2 虐待発生・再発防止のための指針を整備しているか。		・指針等を整備するよう努めること。	B-2
	3 職員に対し、虐待発生・再発防止のための研修を年2回以上定期的実施しているか。 また、新規採用時に、虐待防止の研修を実施しているか。		・虐待発生・再発防止のための職員研修を開催すること。	B-1-(1)
			・虐待発生・再発防止のための職員研修を定期的開催するよう努めること。	B-2
	4 虐待の発生・再発防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置いているか。		・虐待発生・再発防止の担当者を設置するよう努めること。	B-2
	5 虐待発見時の通報先を把握しているか。		・虐待発生時の通報先を把握しておくこと。	B-1-(2)
17 記録の整備	1 設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しているか。	「養護条例」3 →「養護基準」9	・入所者の心身の状況に応じた、適切な処遇を提供したうえで、記録の整備・保存を行うこと。	B-1-(1)
	2 次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。 ①処遇計画 (処遇に関する計画にある目標を達成するための具体的なサービスの内容が記載されているか) ②行った具体的な処遇内容等の記録 ③身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④苦情の内容等の記録 ⑤事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録			

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
第6 栄養・調理 1 食事・給食	1 食事は栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われているか。夕食時間は午後6時以降が望ましいが、早くても午後5時以降となっているか。	「養護条例」3 →「養護基準」17 「養護通知」第5-4 (1)～(3)	・入所者本人の生活習慣を尊重した適切な食事時間を確保すること。 ・入所者の心身の状況にあわせた調理内容となっていないので、改善すること。 ・夕食時間が午後5時前となっているので、改善すること。	B-1-(2)
	2 調理はあらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしているか。		・予定献立表を作成すること。 ・予定献立表には、責任者が関与すること。 ・献立の内容に季節感等の変化をもたらすこと。	B-1-(1)
	3 病弱者に対する献立は、必要に応じ、医師の指導を受けているか。(食事せんによる指示、食事の種類と病名が一致しているか)		・病弱者への献立について、医師の指示を受けて作成すること。	B-1-(2)
	4 給食に関する会議を定期的開催しているか。	「養護通知」第5-4(7)	・会議が定期的開催されていないので、改善すること。 ・会議の出席者に医師又は栄養士が含まれていないので、改善すること。	B-1-(2)
	5 給与栄養目標量が適正に設定されているか。	「養護条例」3 →「養護基準」17 「養護通知」第5-4(1) 「日本人の食事摂取基準(2020年版)」 「健康増進法施行規則」9-1	・給与栄養目標量が設定されていないので、改善すること。 ・最新版の食事摂取基準に基づいていないので、改善すること。	B-1-(2)

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
1 食事・給食	6 献立の作成において、給与栄養目標量を基に食品構成表を作成しているか。		・食品構成表が作成されていないので、作成すること。	B-1-(2)
	7 給食材料の納入に際しては調理従事者等が必ず立会い、検収場で品質、鮮度、異物の混入等につき、点検し、記録しているか。（納入時間、数量、品温等）	「社施65」→ 「大量調理マニュアル」II-1(4)	・給食材料の検収記録がないので、改善すること。	B-1-(2)
	8 食肉類、魚介類、野菜類等の生鮮食品については1回で使い切る量を調理当日に仕入れるようにしているか。（前日調理や切込み等を行わないような作業工程となっているか。）	「社施65」→ 「大量調理マニュアル」II-1(5)	・生鮮食品は当日仕入れを原則とすること。	B-1-(2)
	9 食事提供前に検食（間食を含む）を実施し、その記録を残しているか。		・検食の記録がないので、改善すること。	B-1-(1)
			・食事提供後に検食を実施しているので、改善すること。	B-1-(2)
	10 嗜好調査・残菜調査等の各種調査を実施しているか。	「老人福祉施設に係る指導監査について」別紙第1-1(3)イ	・嗜好調査等の各種調査が実施されていないので、改善すること。	B-1-(2)
	11 給食日誌を作成しているか。	「養護通知」第1-8(2)オ	・給食日誌が作成されていないので、改善すること。	B-1-(2)
12 各種帳票類（献立表、検食簿等）に施設長等の承認を受けているか。	「養護条例」3 →「養護基準」21	・各種帳票類に施設長等の承認を受けていないので、改善すること。	B-1-(2)	

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
1 食事・給食	13 職員給食を実施している場合、当該経費の会計処理は適切か。	「社会福祉法人会計基準」	・職員に提供した食材及び食品の支出を「給食費」に計上しており、適切でないので、改善すること。	B-1-(2)
	14 食事、給食に係る苦情、異物混入等の事故対応について、速やかに報告し再発防止に努めているか。	「養護条例」3 →「養護基準」27、29 「養護通知」第1-8(2)ウ、ケ 「養護通知」第5-14、16	・苦情、事故の内容、状況及び採った処置について記録がないので、改善すること。 ・再発防止策を講じていないので、改善すること。	B-1-(1)
2 調理業務の委託	1 契約内容、施設と受託業者の業務分担及び経費負担を明確にした契約書となっているか。 (契約書への必要記載項目) ①適正な給食材料の使用、所要の栄養量の確保 ②調理業務者の大半が相当の経験を有すること ③調理従事者への定期的な衛生面・技術面の教育又は訓練の実施 ④調理従事者への定期的な健康診断・検便(保菌検査)の実施 ⑤必要な資料の提出の求めについて ⑥契約不履行時の契約解除 ⑦業務の代行保証 ⑧食中毒等による契約不履行時の損害賠償 ⑨個人情報の保護	「養護通知」第5-4(4) 「保護施設等における調理業務の委託について」	・契約書に必要な契約項目が記載されていないので、改善すること。	B-1-(1)

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
2 調理業務の委託	2 業務委託契約について、いわゆる「自動更新」により契約を更新している場合においても定期的に契約内容を見直し、改めて競争入札等を実施し、透明性・競争性を確保しているか。	「養護通知」第5-4(4) 「雇児総0329第1号」	・社会福祉法人はその高い公益性と非営利性から、財務規律に関する社会的要請が強く、高い透明性や競争性が求められているが、〇年以上契約が見直されていないので、改善すること。	B-1-(2)
	3 施設が行うべき業務を実施しているか。	「養護条例」3 →「養護基準」21 「養護通知」第5-4(4) 「保護施設等における調理業務の委託について」	・受託業者が実施した調理業務従事者の健康診断及び保菌検査の実施結果を確認していないので、改善すること。	B-1-(2)
3 調理室の衛生管理	1 器具・容器等について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じているか。	「養護条例」3 →「養護基準」24 「養護通知」第5-11(1) 「大量調理マニュアル」II-3(4)～(9)	・器具・容器等の衛生的な管理ができていないので、改善すること。	B-1-(2)
	2 貯水槽を設置している施設の使用水は、遊離残留塩素が0.1mg/ℓ以上であることを毎日始業前及び調理作業終了後に検査し記録しているか。	「養護条例」3 →「養護基準」24 「養護通知」第5-11(1) 「大量調理マニュアル」II-3(12)	・毎日始業前及び調理作業終了後に遊離残留塩素の検査を実施していないので、改善すること。	B-1-(2)
	3 原材料及び調理済食品を-20℃以下で2週間以上保存されているか。なお、原材料は、特に、洗浄・殺菌等を行わず購入した状態で、調理済み食品は配膳後の状態で保存すること。	「老人福祉施設に係る指導監査について」別紙第1-1(3)オ 「社施65」→ 「大量調理マニュアル」II-5(3)	・原材料及び調理済食品が-20℃以下で2週間以上保存されていないので、改善すること。	B-1-(2)
	4 加熱調理食品の中心温度を測定し、記録しているか。	「社施65」→ 「大量調理マニュアル」II-2	・加熱調理食品の中心温度を測定していないので、改善すること。	B-1-(2)

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
3 調理室の衛生管理	5 汚染作業区域と非汚染作業区域が明確に区別されているか。	「社施65」→ 「大量調理マニュアル」Ⅱ-3(3)	・汚染作業区域と非汚染作業区域が明確に区別されていないので、改善すること	B-1-(2)
	6 原材料を適切な温度で保存するために冷凍・冷蔵庫の温度を確認し、記録しているか。	「社施65」→ 「大量調理マニュアル」Ⅱ-4(1)	・冷凍・冷蔵庫の温度の確認・記録がされていないので、改善すること。	B-1-(2)
	7 調理終了後、30分を超えて提供される食品について、搬入・搬出時刻及び保冷設備内温度を記録しているか。	「社施65」→ 「大量調理マニュアル」Ⅱ-4(3)①②、(4)	・保冷設備への搬入時刻の記録がないなど不備が認められたので、改善すること。	B-1-(2)
	8 クックチル、クックフリーズ、クックサーブ及び真空調理により施設外で調理している場合、運搬手段について衛生上の適切な措置を講じているか。	「社施65」→ 「大量調理マニュアル」Ⅱ-4(3)③④ 「保護施設等における調理業務の委託について」	・配送時刻の記録がないなど不備が認められたので、改善すること。	B-1-(2)
	9 調理室の構造、温湿度管理等に問題はないか。	「養護条例」3 →「養護基準」24 「社施65」→ 「大量調理マニュアル」Ⅱ-5(1)、(2)①③④⑤⑥⑨	・調理室の構造、衛生管理面が適切でないことが認められたので、改善すること。	B-1-(2)
	10 ねずみや昆虫等の発生状況を1月に1回以上巡回点検するとともに、駆除作業を半年に1回以上実施しているか。	「養護条例」3 →「養護基準」24 「社施65」→ 「大量調理マニュアル」Ⅱ-5(2)②	・1月に1回以上巡回点検を実施せず、半年に1回以上駆除作業を実施していないので、改善すること。	B-1-(2)